

## ●新型コロナウイルス感染症関連\_障がい福祉サービス Q&A（南城市）

### 〈R4.1.18 更新〉

下記内容については、全て更新時点で有効な内容となっております。なお、国等の通知で下記に関連する内容に変更等が生じた場合は、通知時点に遡って適用します。

#### 【 サービス共通 】

### 〈R4.1.18 更新〉

### 〈R3.10.1 掲載〉

#### 1. 代替的支援によるサービス提供及びその他緊急的対応について

令和4年1月サービス提供分より、代替的支援による報酬算定は①沖縄県の緊急事態宣言期間中（まん延防止等重点措置も含む）②事業所内で感染者が発生し、事業所の開所が困難と判断される場合のいずれかにおいて可能とします。また、期間中の代替的支援の提供にあたっては、利用者へ利用者負担の発生について事前に説明し同意をいただいた上で、サービスを提供するようお願いします。

また、利用しているサービスが決定支給量を超える際や、その他緊急的な対応を要する事案があれば、予め個別でのご相談をよろしくお願いいたします。

※就労系サービスにおいては、上記①②に該当しない場合でやむを得ず在宅支援を希望する利用者がある際は、個別に相談いただくようお願いします。

#### 【 計画相談関係 】

### 〈R2.4.20 掲載〉

#### 1. 対面によるモニタリングの実施について

長時間の利用者及びサービス提供事業者との接触を控えるため、電話でのモニタリングをおこなっていただいても問題ありません。

#### 2. サービス利用計画案、モニタリング報告書等の利用者署名について

対面で利用者署名を徴求する場合は、電話等で事前に内容の確認を行うなど接触の時間の短縮を図り、マスクの着用や手洗い等を行った上でご対応をお願いします。利用者による接触の拒否など対面での署名が困難な場合は、電話等で内容を確認した上、郵送等で署名をいただくなど検討をお願いします。また、利用者及びその家族の状況によって郵送等のやりとりも困難な場合は、署名なしの状態でも市へご提出いただき、後日署名をいただいたものと差し替えていただくことも可能です。その際は、提出書類にその旨を記名いただくようお願い

い致します。

## 【 放課後等デイサービス 】

### 〈R3.10.1 更新〉

#### 1. 代替的支援による報酬算定の要件について

電話等で対象児の様子の確認及び保護者等の相談支援等を行い、その内容や日時等の記録（様式自由）をお願いします。記録内容は市からの求めがあった際に提出をお願い致します。なお、国保連での請求時は実績記録表の備考欄に「電話相談対応 ○○：○○～○○：○○」の記載をお願い致します。

※代替的支援による報酬算定は、利用予定日に限ります。

※上記【 共通事項 】「1. 代替的支援によるサービス提供について」参照。

## 【 生活介護 】

### 〈R2.4.20 掲載〉

#### 1. 令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡（問2事業所による自主的な休業）について

自主的な休業における報酬算定については、可能な限り事前にお問い合わせをお願い致します。生活介護事業所の休業により利用者の生活の維持が困難にならないよう、利用者の状態に合わせて訪問対応など必要な支援を継続した上で、その内容や日時等の記録（様式自由）をお願いします。記録内容は市からの求めがあった際に提出をお願い致します。なお、国保連での請求時は実績記録表の備考欄に「休業時対応 ○○：○○～○○：○○」の記載をお願い致します。

## 【就労移行支援 就労継続支援（A型、B型）】

### 〈R2.4.20 掲載〉

### 〈R2.7.30 更新〉

#### 1. 在宅利用について

令和2年4月20日付けの掲載にて新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所を控えることが望ましいと考えられる場合には、要件を満たせば在宅による支援を認めているところです。

今後は「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）にて示される要件のとおり在宅支援を提供した場合に報酬算定を認めることとします。

なお、在宅支援を行う際には利用者が在宅でのサービスを希望するか否かを必ず聞き取りし、必要に応じて同意書などを残しておくようお願い致します。

また、前回同様に請求時は実績記録表の備考欄に「在宅利用」と記載することとします。

現時点で在宅利用に関する記録の提出等は予定しておりませんが、求められた場合には提出できるよう保管体制を整えておくようお願い致します。